

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 患者から処方せんを受け取った際に、併せて被保険者証の提示をお願いしたのですが断られてしまいました。そのように言われてしまったら、仕方ないと思えるべきなのでしょうか。(匿名希望)

A 単に被保険者証の提示を求めるだけでなく、その理由を説明するなど、理解を得るよう努めることも必要でしょう。

保険薬局は、患者から調剤を求められた場合、保険医が交付した処方せんであることとともに、「処方せん」または「被保険者証」によって、その患者が療養の給付を受ける資格があることを確認しなければなりません(表1)。一方、患者は、保険薬局に処方せんを提出する際に、当該薬局から被保険者証の提出を求められたときは、当該処方せんとともに被保険者証を提出しなければならないことになっています(表2)。

これらの規定は、平成14年10月からの高齢者の定率負担制の導入に伴い一部改正されたもので、これ以降、保険薬局において患者の被保険者証を確認することが認められるようになっていきます。

とはいえ、残念ながら、保険薬局で被保険者証を提示することが「当たり前」と認識してくれている患者は、まだそれほど多くないのが現状です。そのようなこともあり、通常は処方せんの記載内容から保険者番号や被保険者証の記号・番号などを確認できることから、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則では「処方せん又は被保険者証」となっており、被保険者証を提出しないことだけを理由に調剤を拒否することは難しいでしょう。

例えば、処方せんに記入されている記号・番号が不鮮明であったり、前回来局時と保険者番号が異なっているような場合には、適切な保険請求ができないため、患者に被保険者証を提出してもらい正しい内容を確認する必要があります。

しかし、患者としては、保険薬局から被保険者証の提

出を求められる理由がわからないと不安を感じてしまうかもしれません。もし患者に被保険者証の提出を求めらるのであれば、その理由をわかりやすく丁寧に説明するなど、患者の理解が得られるように努めることも必要ではないでしょうか。

国民・患者から寄せられる問い合わせや苦情のなかには、「調剤の際に保険薬局から何も説明なく被保険者証の提示を求められた」、「提出したら黙ってコピーをとられた。個人情報の取り扱いが心配」といった声があるのは事実です。法令上の規則を説明するだけでなく、個人情報の取り扱いを含め、できるだけ患者に不信感を与えないよう心がけることが求められます。

表1 被保険者証の取り扱い(保険薬局に対する規定)

(処方せんの確認)

第3条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方せんが健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師が交付した処方せんであること及びその処方せん又は被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確めなければならない。

※保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

表2 被保険者証の提出(患者に対する規定)

(処方せんの提出)

第54条 法第63条第3項各号に掲げる薬局(以下「保険薬局等」という。)から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない。ただし、当該保険薬局等から被保険者証の提出を求められたときは、当該処方せん及び被保険者証を(被保険者が法第74条第1項第2号又は第3号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)提出しなければならない。

※健康保険法施行規則

Q 診療報酬は非課税ですが、薬価には消費税が含まれていると聞きました。本当ですか。

(匿名希望)

A 現行の薬価には、消費税相当分が含まれています。

健康保険における診療報酬・調剤報酬は非課税扱いとされていますが、保険薬局または保険医療機関が医薬品卸業者から医薬品を購入する際には消費税が発生します。そのため、薬価基準で定められている薬価には、消費税相当分(現行8%)が含まれています。

薬価基準で定める薬価は、通常、診療報酬改定と併せて2年に1度改定されます。改定にあたっては、厚生労働省医政局経済課が実施する薬価調査により、税抜き市場実勢価格(卸の医療機関・薬局に対する販売価格の加重平均値)を把握し、その価格に対し、消費税相当分として8%、さらに、流通に係る「薬剤流通の安定のための調整幅」(改定前の薬価の2%)を加えたものが新しい薬価となります(図)。

これまで、公定価格である薬価に消費税相当分が含まれていることについては、保険薬局や保険医療機関にあ

まり認識されていなかったようです。そのため、平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられたことを踏まえ、最近では、医薬品取引にあたり卸業者から保険薬局などに提示される価格について、従来の税込価格から税抜価格を明記するよう見直しが図られています(表3)。

表3 消費税表示について

本年4月から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。このことに伴い、当連合会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」第12条の規定に基づき、公正取引委員会に届出をした表示カルテルを10月1日から実施いたします。

同カルテルは、価格交渉を行う際の価格提示に関するもので、その具体的内容は次のとおりです。

- ① 医療機関又は保険薬局と医療用医薬品の価格交渉を行う際、税抜価格を提示する。
- ② 税抜価格は、薬価から薬価に加算されている消費税相当額を控除した額(以下、「薬価本体価格」という。)との乖離率(本体薬価差)を明らかにした価格とする。

薬価本体価格の算定方法は、消費税率が8%の場合、
 薬価本体価格(包装単位) = 薬価(包装単位) × 100 / 108
 とし、端数は1円未満を四捨五入により処理することといたします。
 (以下、略)

「消費税表示カルテルの実施について」(平成26年、日本医薬品卸売業連合会)より抜粋

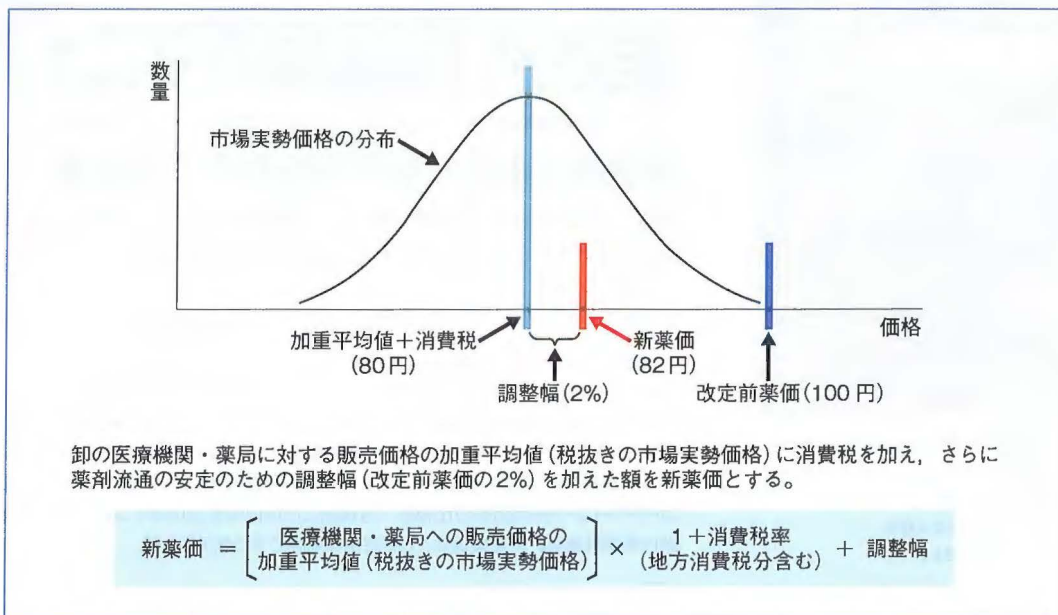


図 既収載医薬品の薬価算定方式(厚生労働省資料より)